

## 緑の郷 予防短期入所生活介護 契約書

### 第1条（サービスの目的及び内容）

- 1 事業者は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、可能な限り利用者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、事業者が運営管理する施設を予防短期入所する利用者に対し、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練のサービスを提供します。
- 2 サービス内容の詳細は、別紙「重要事項説明書」に記載のとおりとします。
- 3 提供するサービスの種類又は内容を変更する場合には、別添の「重要事項説明書一部変更書」に必要事項を記載し、前回契約書と合わせて契約の更新とします。

### 第2条（契約の有効期間）

- 1 この契約の有効期間（利用期間）は、平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日から平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日までの2年間とします。
- 2 利用者が有効期間満了までに更新を行わない旨の意思表示をしない場合若しくは第9条に記載された事項が生じない限りは、本契約は同じ条件で自動更新するものとします。

### 第3条（予防短期入所生活介護計画等）

- 1 事業者は、利用者の日常生活の状況及びその意向を踏まえて、利用者の居宅サービス計画（ケアプラン）に沿って、サービスを提供します。また、利用期間が4日以上となる場合は、「短期入所生活介護計画」を作成し、これに従って計画的にサービスを提供します。短期入所生活介護計画を作成した場合には、利用者もしくはご家族に説明のうえその写しを交付します。
- 2 利用者は、サービスを利用する日の7日前までに、事業者に対し、利用期間の変更を申し入れることができます。事業者は、施設の余裕がない場合その他正当な理由がない限り、これに応じるものとします。
- 3 事業者は、利用者がサービスの内容や提供方法等の変更を希望し、その変更が居宅サービス計画の範囲内で可能な場合には、速やかに短期入所生活介護計画の変更等の対応を行います。
- 4 事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合には、速やかに居宅介護支援事業者への連絡調整等の援助を行います。

### 第4条（身体的拘束の禁止）

- 1 事業者は、サービス提供にあたり身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。ただし、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- 2 前項ただし書きの規定に基づき身体的拘束等の行為を行った場合には、事業者は、直ちにその日時、態様、利用者の心身の状況、緊急やむを得ないと判断した理由、その他必要な事項について、介護ケース記録等の書面に記録します。

## 第5条（サービス提供の記録等）

- 1 事業者は、サービスを提供した際には、あらかじめ定めた介護ケース記録等の書面に、提供したサービス内容等の必要事項を記入し、利用者の確認を受けることとします。
- 2 事業者は、一定期間ごとに、目標達成の状況等を記載して前項の介護ケース記録等の書面、その他の書面を作成して、利用者に説明のうえその写しを交付します。
- 3 事業者は、介護ケース記録等の書面を作成した後5年間これを保存し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担によりその写しを交付します。

## 第6条（利用者負担金及びその滞納）

- 1 サービスに対する利用者負担金は、別紙に記載するとおりとします。ただし、契約期間中、介護保険法等の法令改正により利用者負担金の改定が必要となった場合には、改定後の金額を適用するものとします。この場合には、事業者は法令改正後速やかに利用者に対し改定の施行時期及び改定後の金額を通知し、本契約の継続について確認するものとします。
- 2 利用者が正当な理由なく事業者に支払うべき利用者負担金を2ヶ月以上滞納した場合には、事業者は1ヶ月以上の期間を定めてその支払を催告し、期間満了までに利用者負担金を支払わないときに限り、文書によりこの契約を解除することができます。
- 3 事業者は、前項の催告をした後、契約を解除するまでの間に、利用者本人、家族、市町村等の関係機関と協議し、利用者の日常生活を維持する見地から、在宅サービスの利用、生活の場の確保等について必要な調整を行うよう努めるものとします。

## 第7条（利用者の解約等）

- 1 利用者は、少なくとも7日前までに事業者に予告することにより、いつでも、この契約を解約することができます。
- 2 利用者は、事業者が定められたサービスを提供しなかった場合その他この契約に違反した場合には、直ちにこの契約を解除することができます。
- 3 利用者は、いつでもサービスの利用を中止することができます。この場合には、利用者は、速やかにその旨を事業者に連絡するものとします。
- 4 利用者が、サービス利用の予定日（利用期間中の各1日）の前々日までに、前項の連絡をしなかった場合には、利用者負担金範囲内で別紙（サービス説明書）に定める金額のキャンセル料を、事業者を支払うものとします。ただし、利用者の体調の急変その他緊急やむを得ない事情がある場合には、その限りではありません。

## 第8条（事業者の解除）

事業者は、利用者の著しい不信行為によりこの契約を継続することが困難となった場合は、その理由を記載した文書を交付することにより、この契約を解除することができます。この場合には、事業者は、速やかに居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者にその旨を連絡するものとします。

## 第9条（契約の終了）

利用者が他の介護保険施設等に入所又は入院し、又は要介護認定が受けられなかったこと等により、相当期間以上にわたり、この契約が目的とするサービスの提供が困難となった場合は、この契約は終了するものとします。この場合には、事業者は、速やかにその旨を利用者に通知するものとします。

## 第10条（事故時の対応等）

- 1 事業者は、サービス提供に際して利用者のけがや体調の急変があった場合には、医師や家族への連絡その他適切な措置を迅速に行います。
- 2 事業者は、サービス提供にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、事業者の故意又は過失によらないときは、この限りではありません。

## 第11条（身元引受人）

- 1 身元引受人は、本契約に基づく利用者の事業者に対する一切の責務につき、利用者と連帯してその履行の責任を負います。
- 2 利用者が疾病等により途中退所や医療機関に入院する場合、その手続きを円滑に遂行します。

## 第12条（居室の変更）

- 1 事業者は、利用者や他利用者の体調の急変、人間関係等の理由により、利用者本人との話し合い協議の上、居室を変更することがあります。

## 第13条（秘密保持及び個人情報対応）

- 1 事業者は、業務上知り得た情報及び利用者並びにその家族に関する秘密については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- 2 事業者は、文書により利用者又はその家族の同意を得た場合には、市町村、居宅介護支援事業者との連絡調整その他必要な範囲内で、同意した者の個人情報を用いることができるものとします。

## 第14条（苦情対応）

- 1 利用者は、提供されたサービスに関して苦情がある場合には、事業者、介護支援専門員、市町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し出ることができます。
- 2 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにし、苦情の申し出又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。
- 3 事業者は、利用者が苦情申し出等を行ったことを理由として何らの不利益な取扱いもいたしません。

## 第15条（契約外の事項等）

- 1 この契約及び介護保険法等の関係法令で定められていない事項については、関係法令の趣旨を尊重して、利用者と事業者の協議により定めます。

2 この契約書は、介護保険法に基づくサービスを対象としたものですので、利用者がそれ以外のサービスを希望する場合には、別途契約するものとします。

上記のとおり、施設サービスの契約を締結します。

年 月 日

(利用者) 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

(本人自署の場合は押印不要)

(身元引受人) 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

(本人自署の場合は押印不要)

立会人

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

(本人自署の場合は押印不要)

(注) 「立会人」欄には、利用者本人とともに契約内容を確認し、緊急時などに利用者の立場に立って事業者との連絡調整等を行える方がいる場合に記載してください。なお、立会人は、契約上の法的な義務等を負うものではありません。

(事業者)	所在地	横浜市青葉区鉄町2075番地3
	事業者名	社会福祉法人 緑成会 特別養護老人ホーム 緑の郷
	理事長	田中 實 印